

### 1 「こども・子育て会議」について

現在、わが国では、核家族化・地域コミュニティの希薄化、さらに急速に進む少子高齢化などにより、こどもや子育て中の親を取り巻く環境や地域が大きく変化しています。

市では、「こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、支え合う、住みよいまち」を目指し、地域全体で子育てや子どもの成長を支え合うまちを実現するため、小牧市地域こども子育て条例を平成28年4月1日に施行しました。条例制定を機に、こどもや子育てに関する会議を整理・統合し「こども・子育て会議」に集約することにより、こども・子育てに関する施策をより総合的かつ効果的に推進するため、「こども・子育て会議」を設置します。

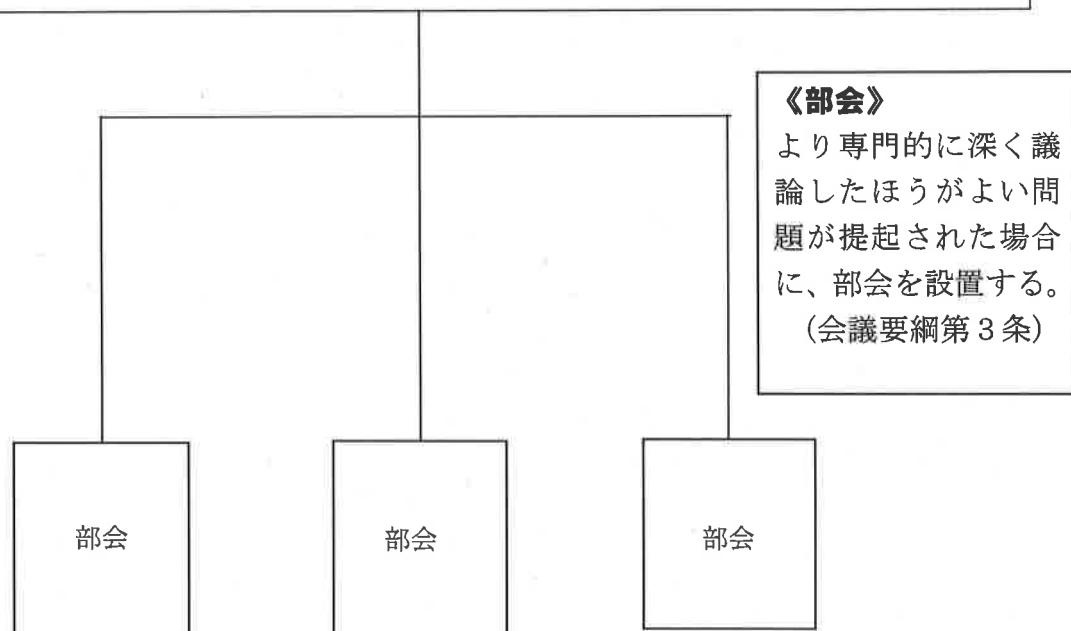
### 2 少子化対策及びこども・子育て支援施策の経緯

年月	国の動き	市の動き
平成15年7月	次世代育成支援対策推進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年3月「小牧市次世代育成支援対策行動計画前期計画（H17～21年度）」を策定</li> <li>・平成22年3月「小牧市次世代育成支援対策行動計画後期計画（H22～26年度）」を策定</li> </ul>
H24年8月	子ども・子育て関連3法公布 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・子育て支援法」</li> <li>・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」</li> <li>・「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年3月「小牧市子ども・子育て支援事業計画（H27～31年度）」を策定（子ども・子育て支援法第61条による）</li> <li>・平成28年4月「小牧市地域子ども・子育て条例」施行。条例第15条～第17条で、「小牧市こども・子育て会議」の設置・所掌事務・組織について規定（子ども・子育て支援法第77条による）</li> </ul>

### 3 会議の所掌事務…小牧市地域子ども・子育て条例 第16条「所掌事務」に規定

#### 《全体会議》

- (1) こどもに関する施策の実施状況を検証し、及び総合的に推進するための調査審議
- ・保育園の運営に関すること
  - ・子ども・子育て支援に関すること
- (2) 「子ども・子育て支援法」第77条第1項第1号から第3号までに規定する事項についての調査審議
- ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること
  - ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること



#### 【部会について】

- ・部会は、会長が設置する。
- ・部会に属する委員は、会長が指名する。(会議要綱第3条)
- ・部会の内容は、全体会議で報告をする。

## 家庭的保育事業等部会の設置について

資料 3

### 1. 目的

児童福祉法では、国、都道府県及び市町村以外の者が家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）を行うには、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得ることとしています。市町村長がその認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村長児童福祉施設審議会を設置している場合にあってはその意見を、他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聽かなければならぬとされています。

そこで、こども・子育て会議の下部組織として「家庭的保育事業等部会」を設置し、その部会の中で認可にかかる意見を聞くこととします。

### 2. 家庭的保育事業等部会の役割

家庭的保育事業者等の認可を行うに当たりその意見を述べること。

### 3. 家庭的保育事業等部会の委員（案）

分 野	役 職	氏 名	備 考
学識 経験者	保育士経験者 (元指導保育士)	長江 美津子	部会長
各種団 体関係 者	小牧市地区民生・児童委 員連絡協議会 代表	沖本 榮作	南部地区会長
	保育園長会代表 (公立園)	丹羽 和子	大城保育園長
	保育園長会代表 (公立園以外)	梶田 尚美	味岡保育園長
	保育園保護者会代表 (公立園)	外山 悠里	陶保育園保護者 会会长
	保育園保護者会代表 (公立園以外)	藤掛 香織	味岡保育園保護 者会会长